

# 平成23年度 千葉県民体育大会第二部

(国民体育大会千葉県大会)

## 総 頁

### 1 開催の趣旨

平成23年度国民体育大会千葉県大会（千葉県民体育大会第二部）は、第66回（冬季大会については第67回）国民体育大会千葉県予選会を兼ね、広く県民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して県民の健康増進と体力の向上を図り、併せてスポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに、県民生活を明るく豊かにしようとするものである。

### 2 主催 財団法人千葉県体育協会 千葉県教育委員会 千葉県体育協会加盟実施競技団体

主管 千葉県体育協会加盟実施競技団体

### 3 実施競技（40競技）

[本大会] 陸上 水泳 サッカー テニス ボート ホッケー ボクシング バレーボール 体操 バスケットボール レスリング セーリング ウエイトリフティング ハンドボール 自転車 ソフトテニス 卓球 軟式野球 相撲 馬術 フェンシング 柔道 ソフトボール バドミントン 弓道 ライフル射撃 剣道 ラグビー 山岳 カヌー アーチェリー 空手道 銃剣道 クレー射撃 なぎなた ボウリング ゴルフ [冬季大会] スケート アイスホッケー スキー
---

### 4 会期と会場等

会 期	会 場	会場市町村（県外）
[本大会] *第66回国民体育大会千葉県予選会 平成23年4月1日 ～ 8月13日 *第67回国民体育大会予選会の 平成23年度開催については 平成24年3月20日までとする	県国際総合水泳場 稲毛ヨットハーバー 小見川ボート場 県総合スポーツセンター 公営体育施設 県内高等学校 御獄溪谷特設カヌーコース 富山県井田川カヌー競技場 他	千葉市・船橋市・習志野市 市川市・市原市・成田市 茂原市・松戸市・袖ヶ浦市 印西市・白子町・香取市 いすみ市・柏市・佐倉市 東金市・富里市・芝山町 八千代市・四街道市 東京都青梅市・富山県富山市
[冬季大会] 平成23年10月21日 ～ 平成24年1月16日	日光霜降スケートセンター アクアリンクちば 上越国際スキー場 長野県木島平クロスカントリー競技場 北海道名寄ビヤリジヤンプ競技場	栃木県日光市 千葉市 新潟県南魚沼市 長野県木島平村 北海道名寄市

## 5 競技方法

競技方法については各競技の実施細則に示す方法とする。

## 6 参加資格・選手の年齢基準

監督及び選手の参加資格・選手の年齢基準は、下記のとおりとする。

### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。

(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者（日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。）

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒  
ただし、

a 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在（中学3年生）については、大会実施要項が定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については、参加できない。

(ウ) 参加しようとする当該年以前に前号（イ）の規定に該当していた者。

イ 選手及び監督は、当該競技団体の競技規定に適合するものであること。

ウ 第64回又は第65回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第64回又は第65回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 平成22年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

a 平成22年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「一家転住等」に伴う特別措置の考え方による。）

d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」による。）

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(イ) スポーツ障害保険に加入すること。

### (2) 所属都道府県

本大会に参加する者は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地

(ウ) 勤務地

(エ) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」(別記3)に定める小学校の所在地  
※ 上記に属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に定める学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成23年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合(「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む)

[少年種別]

a 「一家転住」した場合

b 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」の適用を受ける場合

### (3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成5年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成8年4月1日以前に生まれた者から平成5年4月2日以後に生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成23年4月1目を基準とする。

イ (財) 日本体育協会が特に詰める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、(財) 日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、(財) 日本体育協会がその可否を決定する。

### 別記1 【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

(4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

(5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(6) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた加申込み締切り期日までに、(財) 日本体育協会宛に提出する。

### 別記2 【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】

#### 転校への特例

1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2（1）の場合は転居元、下記2（2）の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2（1）の場合は転居先、下記2（2）の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下の通りとする。

(1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

### 別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記（1）に該当する者については、開催基準要項細則第3項及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記（2）～（4）の特例を適用する。

(1) 対象者

ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1) アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「(ア) 居住地を示す現住所」、「(イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「(ウ) 勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1) イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1) アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1) イに定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

## 7 参加申込方法

(1) 参加を希望する者は、各競技所定の参加申込書を提出する。各競技団体の未登録者は、これをもって当該競技団体の一時登録あるいは仮加盟とみなすことができる。

ただし、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が別に定めるものとする。

(2) 参加申込先、締切期日等・・・競技別細則による。

## 8 国民体育大会参加者傷害補償制度（県代表選手・監督・コーチ・トレーナー・ドクターのみ加入）

関東ブロック大会・国民体育大会に出場する選手・監督は、日本体育協会制定の「国民体育大会参加者傷害補償制度」（1000円）に加入するものとする。

この制度の取扱いについては、別に定めるものとする。

9 参加料等

競技別細則による。

10 参加上の注意

(1) 7の参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで、財団法人日本体育協会並びに当該競技団体の定めた競技者規定を遵守すること。

(2) 監督・選手は、スポーツ傷害保険に加入すること。

(加入状況を申込の際に各競技団体が確認する。)

(3) 競技役員の傷害保険は、各競技団体において対応する。

11 その他

(1) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

\* (財) 日本体育協会ホームページ参照

**「千葉県民体育大会第二部（国民体育大会千葉県大会）」は、千葉県スポーツ振興基金助成事業です。**